

津山市債権管理条例（案）に対する意見の募集結果

意見等	回答
<p>○債権管理に関して、ルールに基づいて運用することは、公平性を確保するためにも大切であると考えます。まじめに支払っている人がきちんと報われ、困っている人に必要な手助けができるような制度設計をくれぐれもお願いします。</p> <p>○資産がありながら滞納を繰り返すような悪質な滞納者に対しては、関係課の情報を共有し、市の債権をまとめて裁判を起こすなど効率的な徴収を行ってください。</p> <p>○生活に密着した行政サービスを受けたにもかかわらず、滞納件数が多いことは残念なことです。明らかに回収見込みのない債権の放棄はやむを得ないかと思いますが、費用対効果を考え、工夫して回収に臨んでください。</p>	<p>津山市では、市民のみなさまに対し公平公正を第一に考え、今後も債権管理に関する制度設計を行って参ります。</p> <p>また、悪質な滞納者に対しては、市役所内はもちろんとして、関係各所とも情報共有をしながら、効率的かつ厳格に法的手続を含めた滞納処分を実施して参ります。</p> <p>一方、ご意見にもありますように、滞納者の資力を十分に調査し費用対効果等を考慮した上で、やむを得ない場合には債権放棄を行う場合もあります。</p>